

－玉川上水と玉川兄弟－(3)

4. 玉川上水の管理と村人の負担

飲料水である上水の管理は、水質保全に最も注意が払われた。当然ながら、「洗い物、漁労、水浴、塵芥投棄は法度、水路両側幅三間は保護地帯として樹木伐採、下草刈りも禁止」という高札が上水縁に立てられた。高札の数は25カ所で、小平市域の上水縁には4カ所あった。行路病者を上水に投げ込むことがあったりすると「屍体投入禁止」の通達が出されたりもした。

上水の所管は、上水奉行、道奉行、町奉行と変わり、幕末には普請奉行の所管下にあった。奉行の配下の役人として実際に管理に当たったのは、水役(水元役)、羽村陣屋、水番人、上水見回り役などである。

水役(水元役)は、上水開削者とその子孫が当たる。玉川上水の場合では玉川兄弟と両家の子孫がこの役職に就き、主に上水の修復を請け負った。兄弟は修復が負担で収支が合わないと幕府に補助を願い出た。その結果、前述の通り水道使用料を徴収することを許された。

羽村陣屋は上水取水堰の羽村にある幕府の陣屋で水量調節、監視、修復工事の手配などをした。奉行の役人が常駐した。

水番人は羽村(2人)、代田村(世田谷区)(1人)、四谷大木戸(1人)に配置された。塵芥の除去、分水の水量調節のための分水板開閉、上水路巡回などを業務とした。羽村の水番人は特に水量を計測し所管に連絡し、四谷大木戸の水番人は上水沿いの村役人や各番人との命令伝達をした。

上水見回り役は上水沿いの村々の名主が任じられ、高札内容の汚染行為を取り締まった。

村々の百姓にも上水管理に関わる種々の負担が課せられた。羽村から四谷大木戸間の上水沿いの村々は、担当区間(持ち場)を割り当てられ、維持管理の労働に従事した。小平市域では小川村と鈴木新田が持ち場村であった。持ち場村の負担は、高札違反の見張り、土手の草刈り(このため村人は数日稼業を休んだ。草は馬の餌、肥料になるとの理由で茅年貢の税を納めさせられた)、視察に来る幕府役人の世話一切(馬、宿、村高に不相応な数の人馬を使役させられた)、羽村の取水堰を閉めて行う堀浚いに従事、上水土手の松、桜の植樹と上水に架かる橋の普請(小川村だけでも五つの橋)などで厳しいものであった。これらにかかる出費は、戸数割したり、各戸の畑面積比で農家に割り当てた。

江戸市中が飲料水を飲めたのも、上水縁の村々の農民の負担に負うところも大きかった。

5. 玉川上水の利用

武蔵野台地は関東ローム層が覆っており、もともと乏水地帯である。一面茅ヶ原で耕作地には適さなかった。玉川上水開削とともに上水の分水が認められた結果、集落、新田が開かれた。将軍吉宗の代、新田開発奨励策で上水周辺に多くの新田が誕生した。1970年頃には34の分水が存在した(明治期にも分水が新設されている)。分水の樋口は、普通一尺四方(約30センチ)である。渇水期に羽村での取水量が減ると分水への流水が制限され、江戸市中への上水が優先された。通常上水は江戸市中へ六分、残り4分が分水に充当されたが、分水の水量が乏しくなると水の争奪や隠水が絶えなかったという。

武蔵野台地は上水の分水によって耕作可能地となった。作物は大麦、小麦、芋、粟が主で、農家の主食もこれらに限られていた。盆や正月、祝い事があれば、饅頭を打った。1770 年以降人力に代わる分水を利用した水車を動力源とした製粉が盛んになった。幕末の頃から昭和の初めにかけて火薬製造、製紙、撚糸、醸造などの軽工業の動力や用水としても利用された。村の有力者は、幕府の許可のもとに水車で饅頭、蕎麦を製粉して販売して潤った(水車稼ぎ)。もちろん幕府は営業税を徴収した。年代によって異なるが、小平市域には 39 力所、立川市域には 23 力所の水車が稼働していた。立川市域の砂川には昭和 40 年まで 21 馬力の大型の水車が稼働していた。小平市域の水車は、幕末に品川の台場警衛に当たっていた松平容保から求められて、焰硝合薬搗立所(火薬製造所)を担ったこともある。

江戸時代後半になると、玉川上水に輸送力のある船を運航させ、多摩地域と江戸間の運送を図る通船計画が村の有力者から三度願い出されたが、幕府はいずれも上水汚染を理由に却下した。1869 年(明治 2 年)9 月、砂川村、羽村、福生村の三名主が通船願いを出した。明治政府は翌年 4 月上水汚染を知りながら毎年 2800 両の税収を見込んで羽村ー内藤新宿間の通船を許可した。江戸への川下り荷物は、砂利、薪炭、織物、野菜、茶、煙草、川上り荷物は、米、塩、魚などの生活物資だった。100 隻ほどが 12 時間の行程で月 6 回 5 と 9 の日に運行した。復路は船頭 1 人と船子 2 人が羽村まで三日かけて船曳道の上水両側から引っ張った。船持ちは稼いだものの、陸路駄馬や荷車で運ぶ駄賃稼ぎは打撃を受け社会問題が生じた。二年後の明治 5 年 5 月に船乗りによる汚染事例(とりわけ上水への放尿)が多発して汚染が深刻化したため通船は廃止された。船は、6 間(約 10.9m)、幅 5 尺 2 寸(約 1.6m)の大きさであった。

6. 今の玉川上水

(玉川上水の機能変化)

改良水道(濾過した水を鉄管で給配水する近代水道)のための浄水場として 1899 年(明治 32 年)12 月に新宿に淀橋浄水場が竣工した。これにより、それまでの上水道としての玉川上水は、淀橋浄水場への水道源水を送る導水路としての役割に変わった。さらに 1965 年(昭和 40 年)3 月に利根川の水を荒川に導入する武蔵水路が完成し、東京最古の淀橋浄水場が廃止され、同浄水場の機能は東村山浄水場に移された。この結果、玉川上水の機能は、羽村取水堰から都水道局小平監視所までとなり、監視所で玉川上水の多摩川の水は沈砂、塵芥除去され、東村山浄水場へ送られることになった。従って、監視所から下流の玉川上水路は一時空堀になってしまった。その後、空堀に「清流復活」させる運動が起こった。その結果、昭島市の多摩川上流水再生センターで高度二次処理した水が小平監視所から空堀状態だった下流部分に流されて 1986 年 8 月(昭和 61 年)に「清流復活」した。小平監視所傍に「清流復活」の碑がある。現在、羽村から取水された水は小平監視所から東村山浄水場に送られ、監視所から下流には廃水処理した水が流されている。



小平監視所から浅間橋(杉並区)までの約 18 キロは堤に古木が茂り豊かな木々に覆われた所が多い。浅間橋から四谷大木戸地点にある都水道局新宿営業所付近まで約 13 キロは水路の殆どが暗

願い出た。九郎衛門は老中松平信綱から西は野火止用水の分岐点より東は田無方面への開発を指示された。現在の小平市域は信綱の指示にかさなっている。新田名は苗字を取り、小川新田(後小川村)となった。1656年から3年間だけでも66人の入村者があった。入村者に青梅街道沿いに面して南北双方に短冊形の地割を作って与えた。街道に面して屋敷を建て、裏に耕地を開いて開発した。入村者はもちろん馬役を課された。

分水(小川分水)は、九郎衛門が私財で開削した。分水の水門は戸板を上下して取水量を調整し、鍵を付けて管理された。享保年間の新田開発奨励策により鈴木新田、野中新田、大沼新田、廻り田新田と開発が進むにつれ、分水も増えて、田用水もめぐらされた。現在も小平市内には分水の支流や水車場跡が見られる。

1889年(明治22年)七つの新田が合併して小平村が誕生した。

(注)小川九郎衛門は、狭山丘陵南麓の谷間と武蔵野台地の間にある岸村(武蔵村山市)の住民で北条氏没落後、土着した北条氏家臣の出自である。なお、同郷の村野家(郷土)は砂川新田(立川市)の開発を願い出ている。

(おわり)